



洞爺湖町保育料等 検討委員会

検討内容及び方向性

大きく「保育料のあり方」「保育サービスのあり方」「保育施設のあり方」の3テーマに分けて検討を進めました。

保育料のあり方

保育料の見直しは平成18年の町村合併時に統一を図っていましたが、基本的には平成11年以来改定が行われていません。（へき地保育所は平成15年に改定）

1. 所得階層ごとの国基準との不均衡
現行の保育料は国基準に沿い7階層及び2年齢区分で設定されています。国基準と比較すると各所得階層で43%から89%とばらつきが大きく、不公平感が強い体系となっています。

■方針…各所得階層でバランスのとれた負担比率に調整する必要があります。

2. 所得階層内の格差

各所得階層内における下限と上限の所得などの差が大きく、不公平感が強くなっています。

■方針…各所得階層をさらに細分化すべきです。

■ 洞爺湖町保育料と国の保育料基準額の比較表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯		在籍者の現状		H2国保育料基準		洞爺湖町常設保育料		国基準から見た洞爺湖町の保育料割合	
階層区分	定 義	3歳未満児 人	3歳以上児 人	3歳未満児 人	3歳以上児 人	3歳未満児 人	3歳以上児 人	3歳未満児 人	3歳以上児 人
第1階層	生活保護法による被保護世帯	1	4	0	0	0	0	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7(4)	16(11)	9,000	6,000	7,000	5,000	77%	83%
第3階層	市町村民税課税世帯	15	30(6)	19,500	16,500	12,700	9,600	65%	58%
第4階層	40,000円未満	7	29	30,000	27,000	26,900	23,600	89%	87%
第5階層	1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4	23	44,500	41,500	37,900	30,800	85%	74%
第6階層	103,000円以上413,000円未満	5	17	61,000	58,000	43,700	32,600	71%	56%
第7階層	413,000円以上	1	2	80,000	77,000	51,500	33,600	64%	43%

上記在籍者の状況については、兄弟・姉妹入所による多子軽減人数(基準保育料1/2、1/10)を含む。

■ 洞爺湖町保育料と国の保育料基準額の割合表(月額)

区 分	在籍者の状況(人)	国の保育料基準額(円)	洞爺湖町の常設保育料(円)	保育料割合
3歳未満児	40	803,500	603,650	75%
3歳以上児	121	3,211,250	2,196,200	68%
合 計	161	4,014,750	2,799,850	69%

現在、洞爺湖町の財政が危機的状況におかれています。町の中で、全ての歳入・歳出項目の見直しが必要とされています。

保育事業も例外でなく、当委員会は本年5月に教育長から委嘱を受け、保育料負担の適正なあり方を主要テーマとして、サービス内容、施設のあり方について検討提言を求められました。

子育て支援の充実と財政健全化のバランスを考慮しながら、これまで4回にわたって検討を進めてきた内容が、中間報告としてまとまりましたので、その概要をここに紹介します。